

感染症患者の療養解除基準について

令和4年9月7日における国の事務連絡をもとに定めた本県の運用であるため、今後、状況に応じて適宜変更する。

1 有症状患者の場合※下記2を除く

発症日を0日目として8日目が療養解除日となる。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症日								療養 解除日

※10日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等が必要。

例：9月8日に症状が出現し、その後、症状が軽快している場合、発症日（9月8日）を0日とし、9月16日が療養解除日となる。また、療養解除日より、出勤・通学等が可能となる。

2 有症状患者のうち、現に入院している者、高齢者施設に入所している者

発症日を0日目として11日目が療養解除日となる。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
発症日											療養 解除日

例：9月8日に症状が出現し、その後、症状が軽快している場合、発症日（9月8日）を0日とし、9月19日が療養解除日となる。また、療養解除日より、出勤・通学等が可能となる。

3 無症状患者の場合

検体採取日を0日目として8日目が療養解除日となる。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
検体 採取日								療養 解除日

※5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目で解除可能。ただし、7日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等が必要。

例：9月8日に検体を採取した場合、採取日（9月8日）を0日とし、9月16日が療養解除日となる。また、療養解除日より出勤・通学等が可能となる。